

NISA

少額投資
非課税制度

口座開設キャンペーン

キャンペーン期間 平成25年7月1日(月)～平成25年9月30日(月)

期間中「非課税口座開設届出書」・「住民票」をご提出いただき
筑波銀行でNISA口座の開設申込をされたお客様に

QUOカード500円分をプレゼント!



対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●対象は個人のお客様に限らせていただきます。 ●店頭窓口もしくは郵送でNISA口座を開設いただいた方 ※他金融機関での申込やキャンセル等により当行で口座開設とならなかった場合は対象外となります。 	お申込に必要な書類 <ul style="list-style-type: none"> ●非課税口座開設届出書(窓口に用意してあります。) ●ご本人さま確認書類(運転免許証・パスポート等) ●平成25年1月1日時点の住民票または住民票の除票 ※平成25年1月1日以降住所が変更となった場合は住民票の除票(平成25年1月1日時点の居住地で取得)が必要となります。
プレゼント内容	QUOカード500円分 ※口座開設していただいたお客様へ順次発送いたします(11月～12月予定)	

NISA (少額投資非課税制度) とは?

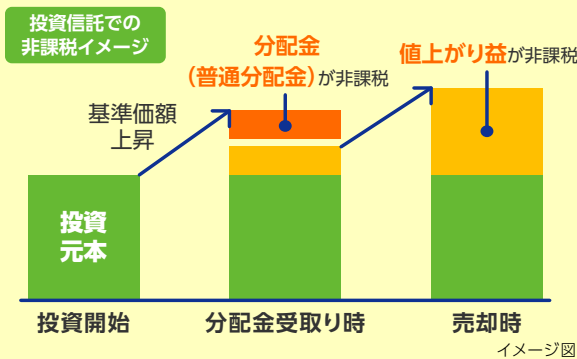
2013年12月末で終了する現行の証券優遇税制に代わり、**2014年1月**より、投資収益が非課税となる新たな制度の導入が予定されています。投資金額には上限がありますが、日本に住む20歳以上すべての人が利用することができる制度です。

NISA (少額投資非課税制度) 6つのポイント

- 1 株式投資信託・上場株式の譲渡所得・配当所得が非課税
- 2 対象は日本に住む**満20歳以上の者**
- 3 2014年から2023年まで、**毎年上限100万円**の非課税投資枠
- 4 それぞれ投資をはじめた年から**最長5年間の非課税期間**
- 5 非課税投資枠は**最大500万円**
- 6 非課税口座の開設は**1人1口座**

※各年100万円の非課税口座の枠は、その年にしか使うことができません。
※他の口座との損益通算はできません。

NISA(少額投資非課税制度)では、**株式投資信託・上場株式**への投資による**譲渡所得**、**配当所得**が非課税になります。投資信託でいえば、基準価額が上昇した分から払い出される「**分配金(普通分配金)**」と、売却したときの「**値上がり益**」が非課税です。



NISA口座のご利用は、筑波銀行をお願いいたします。

◆NISA(少額投資非課税制度)口座のお申込に関するお問い合わせ、資料のご請求は



0120-328-140



0120-298-030

受付時間/9:00～17:00 土・日・祝日は除く

商号/株式会社筑波銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)44号 加入協会/日本証券業協会

<http://www.tsukubabank.co.jp>

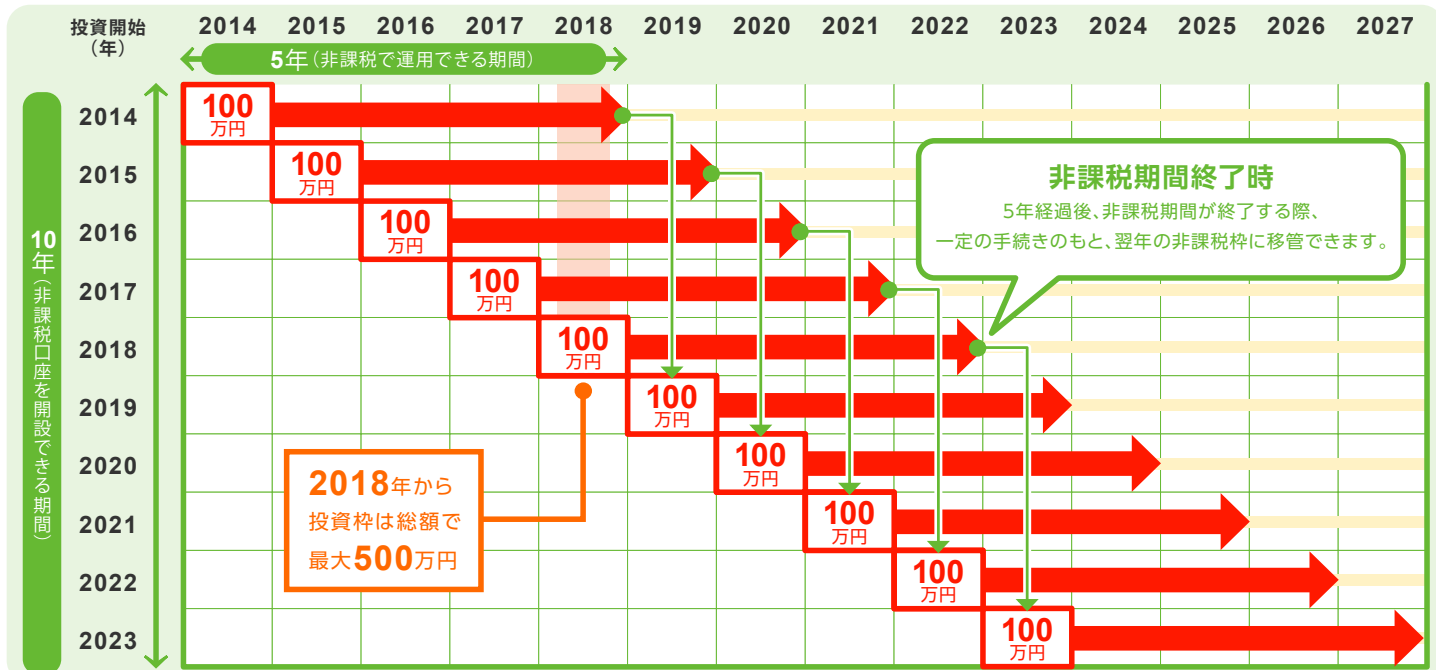


筑波銀行

Tsukuba Bank

制度概要

NISA(少額投資非課税制度)は、2014年から毎年上限100万円の非課税投資枠を使った投資ができます。非課税期間はそれぞれ5年目の年末まで。2014年からNISA(少額投資非課税制度)をはじめると、2018年には投資枠の利用額は最大500万円になります。2014年にはじめた投資の非課税期間は2018年末で終わりますが、急いで資産を売却する必要はなく、特定口座・一般口座に移すことや、100万円を上限に2019年の非課税投資枠に移すことができます。



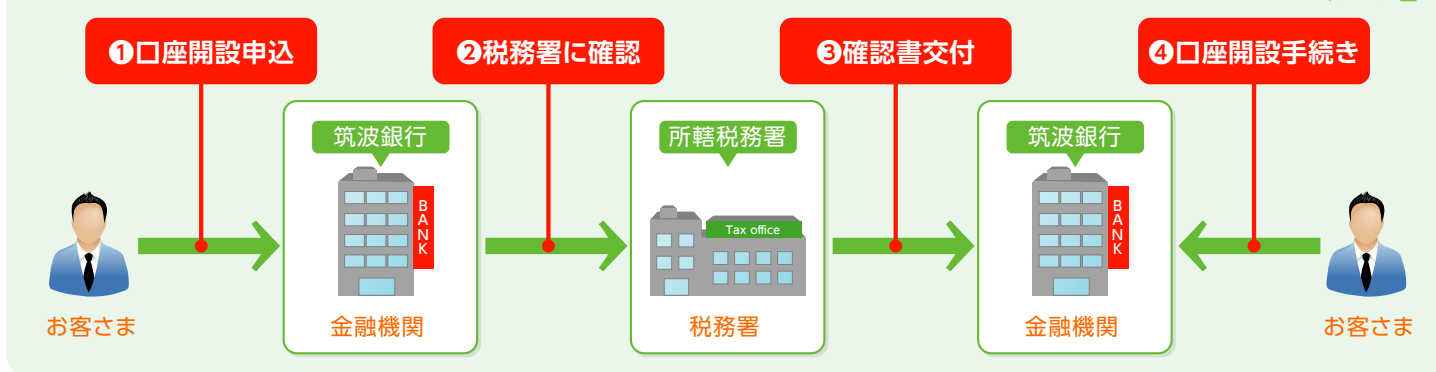
	2013年1月1日~2013年12月31日	NISA(少額投資非課税制度)スタート 2014年1月1日~
公募株式投資信託・上場株式等の譲渡所得に係る税金	10.147%	20.315%
公募株式投資信託(普通分配金)・上場株式等(配当金)の配当所得に係る税金	軽減税率は廃止になります。	
	所得税…7.147% 住民税…3%	所得税…15.315% 住民税…5%

口座開設の流れ

NISA(少額投資非課税制度)口座を開設できるのは、1人1口座だけです。そのため、口座が重複しないように申し込みを受けた金融機関は、他社で口座が開設されていないことを所轄税務署に確認をする必要があります。そのため、口座開設には4つのステップがあります。

口座開設は2013年10月スタート!

※イメージ図



- 2013年1月24日公表の平成25年度税制改正大綱等信頼できる情報をもとに作成した資料であり、将来変更になる可能性があります。
- 当資料は筑波銀行が「NISA(少額投資非課税制度)」について制度開始に先立って事前にお客さまへお伝えすることを目的として作成した資料です。

税務署への確認・口座開設は2013年10月スタート!

投資信託をご購入(取得申込)される際の留意点について

●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●投資信託は、値動きのある証券(株式、債券など)に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の変動により損失を被り、投資元本を下回ることがあります。●当行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。●投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。●お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料(お申込金額に対し最大3.15%(税込))がかかるほか、保有期間中は信託報酬(信託財産純資産総額に対し実質最大2.100%(税込))がかかります。また、一部の投資信託は換金時に信託財産留保額(当該投資信託の換金時に適用される基準価額に対し最大0.5%(税込))が基準価額から差し引かれます。その他の費用として、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等の費用がかかります。また、手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。●お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面」を交付いたしますので、内容を十分お読みの上、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は、当行本支店の窓口にご用意しております。